（組織の構成の特例）

第二条の三　復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「国家行政組織法」とあるのは、「復興庁及び国家行政組織法」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（副大臣の定数等の特例）

第三条の二　第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。

2　第十三条第二項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大震災からの復興に関連するもの（以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

（東日本大震災復興基本法の一部改正）

第八条　東日本大震災復興基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「東日本大震災復興対策本部（第十一条―第二十三条）」を「削除」に改める。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興の状況の報告）

第十条の二　政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第十一条から第二十三条まで　削除

（東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の一部改正）

第九条　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「東日本大震災復興対策本部」を「復興庁の長である内閣総理大臣」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第十条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び」を削り、同条第四項中「並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣」を削り、「同法」を「東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十一条　東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十一条第四項中「東日本大震災復興対策本部が作成した」を削り、「について」を「を作成し、」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条のうち内閣府設置法附則第三条の改正規定中「前条第二項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に、「前条第三項」を「附則第二条第三項」に、「前条第一項」を「附則第二条第一項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（復興庁設置法の一部改正）

第八十一条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の項を次のように改める。

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）	第三十二条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁
	第四十七条第一項、第百六十四条第二項及び第四項並びに第百六十八条第一項	内閣府	内閣府、復興庁
	第四十八条第一項	及び内閣府	、内閣府及び復興庁

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前である場合には、前条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十一条」とあるのは、「第七十九条」とする。

2　前項の場合において、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律附則第三条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第七十九条」とあるのは、「第八十条」とする。

3　第一項の場合において、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第七条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十条」とあるのは、「第八十一条」とする。

（政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦